

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：森町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.6 %
全職員	78.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.8 %
本庁課長補佐相当職	95.9 %
本庁係長相当職	103.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.8 %
31～35年	93.2 %
26～30年	73.0 %
21～25年	90.2 %
16～20年	95.8 %
11～15年	86.7 %
6～10年	91.5 %
1～5年	77.3 %

【説明欄】

2.(1)の「役職段階別」以外は医療職給料表(一)の職員の影響を受けるため、特に男性職員の平均年間給与を押し上げていると考えられる。

また、扶養手当、住居手当は男性職員に支給している場合が多いこと、部分休業取得者の給与の減額については女性職員の割合が高いことが影響していると考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。